

わ たくみ
環の匠住宅(二酸化炭素排出量削減モデル住宅)整備事業の募集について
(第3次公募要領)

1. 事業の概要及び目的

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量の増加が著しい家庭部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠です。

特に、住宅については、住宅自体の断熱性などの省エネ性能の向上を図るとともに、高効率機器や新エネルギー設備の導入など効果的な二酸化炭素排出抑制対策を推進する必要があります。

そこで、住宅における二酸化炭素排出量を効果的に抑制するための対策技術を導入するモデル性の高い二酸化炭素低排出型住宅の導入促進事業を行い、他の住宅への波及を促すこととしました。

2. 補助対象となる事業について

(1)事業の内容

次世代省エネルギー基準に適合した断熱資材、住宅用太陽光発電システム及び高効率給湯機器(以下「対策設備等」という。)をパッケージで導入することにより、二酸化炭素排出量を通常の住宅より大幅に削減しうる住宅(以下「環の匠住宅」という。)を設置する者に対して、費用の一部を補助します。

また、住宅に3つのパッケージを導入後3年間は二酸化炭素排出量等をモニタリングしていただくとともに、こうした設備が導入された住宅による効果的な二酸化炭素排出量の削減の取組について情報発信することを目的に、環の匠住宅設置者によるネットワークを形成し、二酸化炭素排出量を効果的に抑制する住まい方についての情報発信に協力していただきます。

(2)対象者(補助事業者)

対策設備等を新築又は既築の住宅に導入(申し込み時点で未着手のものに限る)する住宅の建築主(対策設備導入後も当該住宅に居住する方に限る。)とし、居住の為に建売住宅を購入する方を含みます。ただし、200万円以上の住宅ローン導入を行う方に限ります。

(3)補助対象経費

対策設備等を導入するために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費。

(4)交付額

1件につき40万円の定額補助とします。

(5)募集件数

第1次及び第2次公募の申込総数は、871件(内訳は別表)ありましたので、全体1000件の残り件数として、3次公募は130件程度とします。

なお、対象設備を導入予定する住宅が立地する都道府県により、受付窓口となる事務所は次表のとおりです。

区 域	事務所名
北海道	北海道地方環境事務所
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北地方環境事務所
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県	関東地方環境事務所
富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県	中部地方環境事務所
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿地方環境事務所
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	中国四国地方環境事務所
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	九州地方環境事務所

(平成17年10月1日より事務所名及び管轄区域が変更されていますので、ご注意ください。)

(6)補助の要件

本事業では、対策設備等について要件を設けることとしていますが、以下にその概要を示します。なお、詳細は「事務手続き等(解説)」を参照して下さい。

以下のア、イ及びウの設備等を住宅に導入すること。

ア エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」*1(平成11年 通商産業省・建設省告示第2号)(以下「次世代省エネルギー基準」という。)の性能を満たす断熱資材等(屋根・天井・壁・床等の断熱材、断熱構造の窓・ドア等)。なお、断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものに限る。

(参考)*1: <http://www.ibec.or.jp/horei/index.html>

イ 住宅用太陽光発電システム(最大出力3kW以上)

ウ 高効率給湯器(CO₂冷媒ヒートポンプ方式(エネルギー消費効率(COP)3.0以上)、潜熱回収方式(熱効率0.9以上)、又はガスエンジン方式(エネルギー効率0.85以上)の給湯機器もしくは定格運転時のCO₂排出量がこれらの機器より小さい給湯器)

住宅ローンの借入金が200万円以上であること。

導入した設備等は、補助を受けた方(補助事業者)の責任のもとで適切に維持管理されるものであること。

住宅設置後3年間は、環の匠住宅設置者等で構成するネットワークに参加し、住宅におけるエネルギー消費量やCO₂削減の取組状況について記録し、記録した内容をネットワークに情報提供し、ネットワークからの情報発信に協力すること。

3. 事業の実施の方法

(1) 応募方法について

事業の応募に必要な書類を、郵送により、対象設備の導入を予定する住宅の都道府県を管轄する地方環境事務所へ提出して下さい。書類は、封筒に入れ、宛名面に「環の匠住宅整備事業応募書類」と赤字で明記して下さい。

第3次公募予定期間

第3次公募については、これまでのように一定期間を設けず、受付開始日から先着順で予定件数（合計で1,000件程度）に達する見込みとなった場合、受付を直ちに終了します。受付終了日後の消印の申込については、返送させていただきます。

受付開始日 平成17年10月3日(月)～

応募受付は、公募開始後地方環境事務所ごとに行います。

募集終了日以前に事務所に到着（終了日後の消印は無効）したもので、形式的内容を具備したのものについて、応募書類として提出いただいた返信用封筒にて、受領年月日と番号等を記入した、受領票を返送します。なお、形式的内容について不備があるものについては、不適格事由書を添えて、返送いたします。

受付終了後に到達した有効な申込により予定件数を超過した場合は、受付終了日後に到着した7事務所の申込全体で抽選を行い、補助事業候補者の決定を行います。

応募に必要な書類及び提出部数

【1】申込書【別添1】

【2】経費内訳書【別添2】

【3】配置図（設備等の設置位置を示すもの）【別添3】

【4】設備等の仕様書（カタログデータ等）

【5】平面図（縮尺1/100以上）、立面図（縮尺1/100以上）断面図（矩形図）

【6】申し込み受領票返信封筒（申請者住所・氏名を記入の上、80円切手貼り付け）

【1】～【5】の書類を2部ずつと【6】を同一の封書にて提出して下さい。

返信封筒を同封いただけない場合を含めて必要書類に欠損がある場合については受理せず、返送いたします。

二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業（環の匠住宅整備事業）申し込み様式

【別添1】 申込書 Word(.doc)形式

【別添2】 経費内訳書 Excel(.xls)形式

【別添3】 配置図 Excel(.xls)形式

問い合わせ・提出先

次の表の区分により、住宅建設等を予定する都道府県を所管する地方環境事務所へ応募書類を提出して下さい。

（平成17年10月1日より、従来の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所とを再編し、7つの地方環境事務所が設置されました。郵送時の宛先等についてご注意ください。）

区 域	提 出 先 (担 当 事 務 所)	電話番号 fax 番号
北海道	北海道地方環境事務所 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条 西10丁目1番地 ユーネットビル9F	011-251-8700 011-219-7072
青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県	東北地方環境事務所 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3 - 2 - 23 仙台第2合同庁舎6F	022-722-2870 022-722-2872
茨城県・栃木県・群馬 県・埼玉県・千葉県・東 京都・神奈川県・新潟 県・山梨県・静岡県	関東地方環境事務所 〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新 都心11-2 明治安田生命さいたま新 都心ビル18階	048-600-0516 048-600-0517
富山県・石川県・福井 県・長野県・岐阜県・愛 知県・三重県	中部地方環境事務所 〒460-0002 愛知県名古屋市中区錦3 - 4 - 6 桜通大津第一生命ビル4F	052-955-2130 052-951-8889
滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿地方環境事務所 〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 OMMビル8F	06-4792-0700 06-4790-2800
鳥取県・島根県・岡山 県・広島県・山口県・徳 島県・香川県・愛媛県・ 高知県	中国四国地方環境事務所 〒700-0984 岡山県岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1 4F	086-223-1577 086-224-2081
福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	九州地方環境事務所 〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22	096-214-0311 096-214-0354

提出方法

各地方環境事務所では先着順に受け付けますので、応募書類については必ず簡易書留等により郵送して下さい。終了日までに受領したのものについては、受領の旨を応募書類〔6〕で用意していただいた封筒により、文書にて通知いたします。（この通知は、応募書類が受付機関に届いたことを連絡するものであり、補助金の交付決定を通知するものではありません。）

(2)補助を受ける方(補助事業者)の決定から補助金の支払いまでの手続き

補助を受ける方(補助事業者)の決定

提出された応募書類をもとに、以下の事項等に留意しつつ審査を行い、予算の範囲内において補助金の交付を受けて環の匠住宅を設置する方(以下「補助事業者」といいます。)を選定(内示)します。なお、補助事業者の選定(内示)については、文書により応募者に通知します。

ア 補助事業の内容が、公募要領に示す補助の要件(2(6))を満たしていること。

イ 事業計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であること。

- ウ 補助事業に必要な経費（工事費、機械器具費、調査費等）が適正であること。
- エ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

補助金交付申請

公募により選定された補助事業者となる方には内定の通知後に、環境省の示すところにより補助金の交付申請書を提出していただきます。

交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。なお、交付決定については、文書により補助事業者へ通知します。

事業の開始

補助事業者は、交付決定日以降に、事業を開始することができます。

補助事業者が工事請負契約の締結等を行うにあたり注意していただきたい点は以下のとおりです。

- ア 契約日は、交付決定日以降であること。（事前着工は認められません。）
- イ 契約等に対する対価の支払い及び精算は、平成18年2月28日までに行われること。

事業の完了

補助事業が完了した場合は、完了の日から起算して1ヶ月以内、又は平成18年3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただきます。

環境省は、実績報告書が提出された後、書類審査及び必要に応じ現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助事業者へ通知します。

補助金の支払い

補助金の額の確定に基づき請求書を提出していただきます。その後、環境省から補助金を支払います。

(3)取得財産の管理

補助事業によって取得した財産（この事業では、2.(6)の3つの設備等が該当します。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図って下さい。

取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。

なお、補助事業により整備された住宅には、環境省補助事業である旨を明示していただくこととなります。

(4)環の匠ネットワークへの参加・モニタリング結果の提出

補助事業終了後3年間は、補助を受けた方(補助事業者)を中心に構成するネットワークに参加し、住宅におけるエネルギー消費量やCO₂削減の取組状況についてのモニタリングレポートをインターネット等を通じて環境省に提出いただくとともに、ネットワークからの情報発信に協力していただきます。

(5)3次募集スケジュール

- ・ 募集期間 平成17年10月3日(月)～
 (予定件数到達見込みで受け付け終了)
- ・ 交付内示 10月中～下旬
 (但し、抽選実施の場合は遅れることがあります。)
- ・ 交付決定 交付申請後速やかに実施します
- ・ 実績報告 平成17年10月～平成18年3月10日
 実績報告の後に補助金の額を確定し、補助金を支払う手続きに入りますので、補助事業を完了したときは速やかに実績報告書を提出して下さい。

環の匠住宅整備事業年間スケジュール(第3次公募)

